

一宮監公表第2号

令和5年11月1日

一宮市監査委員	長谷川	伸	二
一宮市監査委員	丹	羽	達
一宮市監査委員	花	谷	昌章
一宮市監査委員	服	部	修寛

定期監査及び行政監査の監査結果に基づく措置の公表について

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、一宮市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定によりその内容を次のとおり公表します。

## 市民健康部の定期監査及び行政監査の監査結果に基づく措置状況

- 1 措置を講じた部課  
市民健康部保険年金課
- 2 監査結果報告提出日及び公表日  
令和5年3月1日（監報告第24号、一宮監公表第9号）
- 3 措置通知受理日  
令和5年10月16日
- 4 措置の内容  
措置の内容は、以下のとおり

指摘事項（措置を要する事項）	措置状況
<p><b>資格喪失後受診に係る福祉医療費返還金請求事務について</b></p> <p>子ども医療、心身障害者医療、精神障害者医療及び母子父子家庭等医療の助成を行っているが、受給資格を喪失した受給者に対し医療費助成を行った場合、過払いが発生するため、子ども医療費の助成に関する条例等に基づき過払いとなった医療費の返還を求めている。</p> <p>この福祉医療費返還金の請求にあたり、確定した返還額は速やかに調定を行い、調定後直ちに納入義務者に納入通知書を送達しなければならないが、調定を行うことなく納入通知書及び納付書を送付し、収納されたもののみ事後に調定を行っていた。</p> <p>債権管理については、当該事務に係るマニュアルがなく担当者任せになっており、債権管理に関する管理簿等を確認したところ、履行期限、文書発日、交渉記録等必要な事項が記録され</p>	<p>未納となっている返還金については、地方自治法（以下「法」という。）第236条第1項の規定により、起算日から5年を経過すると時効が完成します。よって、5年を経過していない平成29年度分から令和3年度分までの合計24件567,930円の返還金については令和5年4月4日付で、令和4年度分11件177,518円の返還金については令和5年6月1日付で調定決議を行いました。今後発生する返還金については後述のマニュアル等により、債権確定後速やかに調定決議を行います。</p> <p>当該事務の執行を統一的行うためのマニュアル等については、債権管理に係る法令等の知識を深めて、適正な債権管理を行うための「福祉医療費債権管理に関する手引」と、返還金額の確定、調定決議、納入通知書の送付及び督促状・催告書の送付に関する事務処理を定めた「福祉医療返還金マニュアル」を作成し</p>

指摘事項（措置を要する事項）	措置状況
<p>ていないものがあった。特に、最初の督促には時効更新の効力があるため、発送状況を記録し管理する必要があるが、記録が残されていないものがあり、時効の起算点が不明確となっていた。</p> <p>また、市が発送する文書は、すべて決裁を経たものでなければならないが、納入通知書、督促状等文書の発送にあたり決裁を経ることなく発送していた。</p> <p>確定した債権は、速やかに調定手続を行い、適正に管理しなければならない。そのためには、管理簿等を整備し、督促等の時効更新事由や納付交渉の記録をしたうえで、回収にむけ努力し、それでもなお、回収できず時効が成立し債権が消滅したものは、不納欠損処分することとなる。</p> <p>債権管理に係る法令等の認識不足は否めないため、原因をできる限り分析するとともに、適正な債権管理を行うためにマニュアル等を早急に整備し、債権の発生から回収までの具体的な対策を講じられたい。</p>	<p>ました。返還金の請求に係る債権は非強制徴収公債権として取り扱うことを明確にし、債権管理を行います。</p> <p>時効は、行使することができる時から起算し（法第236条第1項）、納入の通知及び督促には、時効の更新の効力があることから（法第236条第4項）、返還金については子ども医療など医療費助成制度の資格喪失後に診療を受けた日を時効の起算日とし、納入の通知及び督促の送付により時効の更新をする取扱いとします。</p> <p>返還金の管理方法については、これまでの債権管理台帳には氏名、返還額、納付通知書送付日、納付期限及び督促状発送日を記載していましたが、新たに整備した台帳には納付額、納付日、時効起算日及び時効完成日を追加しました。また、債務者と全職員が円滑に折衝できるようにするため、福祉総合情報システム内に返還金の発生状況、催告書の発送日、折衝記録などを遺漏なく記録します。</p> <p>納入通知書と、督促状及び催告書の送付にあたっては、決裁を受けてから行うよう改めます。</p> <p>今後発生する返還金については「福祉医療費債権管理に関する手引」及び「福祉医療返還金マニュアル」に基づいて事務を執行し、「債権管理台帳」及び「福祉総合情報システム」で債権管理をして回収に努め、時効が完成した際には不納欠損処理を行います。</p>